

ビクトリアヘリテッジ日本語学校協会

協会法会則

Society Act Constitution

1. 本協会の名称はビクトリアヘリテッジ日本語学校協会とする。
2. 協会の目的は、
 - (a) 日本語学校の資金調達と運営を後援・援助すること。
 - (b) 日本語学校における高水準の教育の保持を奨励することである。

規約

以下の条項は、*Society Act*(協会法)第6(1)条項及びその他の規約に言及される事柄に関する規約である。

第1部 — 解釈

1. (1)本規約では特別の記載が無い限り、
 - (a) 「ディレクター(理事)」とは、任期中の協会のディレクターを意味する；
 - (b) 「協会法 (*Society Act*) 」とは、その時点で有効の、全ての改正部分を含む、BC州の *Society Act* を意味する。(2)本規約が有効となる日に効力を持つ *Society Act* の定義は本規約にも適用される。
2. 単数を示す単語は複数を含み、男性を示す単語は女性や団体を含む。その逆も同様である。

第2部 — 会員資格

3. 協会の目的・目標に同意する個人または団体は、理事会の承認を得てのみ会員となる。
4. 日本語学校入学を申請する各生徒の保護者には、生徒の入学が認可されると協会への加入が自動的に発生するものとする。
5. 会員は年会費を支払い、会員費は申請時から1年毎に更新され支払われるものとする。
6. 全ての会員は、会則を承認し規約を遵守する。
7. 会員費の金額は、総会会員の投票により決定される。
8. 会員の有効期間は、年次総会から次回の年次総会までの1年間とする。
9. 協会の会員資格は、以下により停止する；
 - (a) 脱会を書面で協会に提出、または協会の住所へ郵送した場合。

- (b) 会員の死亡、または協会の解散の場合。若しくは、
 - (c) 理事により定められた期間に適格ではない会員。
10. 会員は、時宜を得た支払いを怠った場合、若しくは理由付きで除名・一時除名（退学・停学）になった場合には、資格喪失となる。
11. 理事会は、出席者の3/4の同意で、不適切・不相応、または協会の関心または世評に危険を及ぼす行動をとると理事が判断する、若しくは協会の会則または規約を意図的に破る会員を除名または一時除名する権限を持つ。いかなる会員も、理事による聴取の機会無しには、除名・一時除名はされないものとする。

第3部 - 会員の会合

12. 協会の年次総会は理事により決められた場所と日時で、毎年1回開かれる。
13. 年次総会以外の総会は、全て、臨時総会である。
14. 理事は、適当と判断される場合には、いつでも、臨時総会を召集できる。
15. 年次総会の通知は、日時・場所および概要を記載し、予定会合の14日前までに、各会員に配信されるものとする。
16. 協会の年次総会では、前年の役員および理事の報告を取扱う。次年度の理事が選出され、処理される他の業務が提示されるものとする。会員の全ての会合において、適格である会員は、各々1票の投票権を持つ。また、理事会の定めた項目に限り、会員でない雇用契約下の適格な教師は各々1票の投票権を与えられるものとする。
17. 定足数 — 理事会会議では、正当に資格のある理事3名以上を含む過半数が定足数を満たす。適格な会員は、協会の全ての臨時総会および総会での定足数を満たすが、それぞれの会合の正当な通知を全会員が受け取ったことを条件とする。
18. 会合での決議方法 — 各会合では、全ての決議は挙手、または記名、無記名投票のいずれかの方法でされるものとし、そのつど理事会がこれを定める。同票の場合は、議長が決議する。

第4部 - 理事(会)

19. 協会の運営と管理は、協会の年次総会で選出または任命され賛成された最低7名、最高15名から成る理事会に託される。理事は、年次総会の3週間以内に開かれる最初の理事会会議で、諸役を埋めるものとする。
20. 理事会の諸役は、会長、副会長、書記および会計を常任理事として含む。他に、各年度の需要に応じて設置される委員会の長を入れることができる。

21. 理事会は1年に最低3回会議を開くものとする。理事会会議は会長または副会長、若しくは他の理事2名により召集できる。そのような会議の開催通知は、速やかに各理事に連絡するものとする。
22. 理事全員により個人的に署名された書面での決議は、正当に召集され構成された会議で可決されたものと同様に有効である。
23. 理事に対する報酬はない。但し、協会のために支払い、理事により承認された経費の払い戻しは、受け取ることができる。

第5部 - 役員の義務

24. 会長は、協会または理事会により開かれた会合の議長を担当する；他団体との交渉において協会を代表し、またはその為の適切な会員を指名する；協会の名前で発行する小切手の署名者の1人となる；年次総会で、前年のプログラム・活動、および達成について、主にその年の最初に発表された目標について、報告する；そして、次年度の協会の目標声明を、年次総会で発表する。
25. 副会長は、会長の不在時に、または会長の命を受けて、会長の義務を遂行する。会長が辞任した場合は、副会長が会長となり、理事によって新しい副会長が選ばれる。
26. 理事会の書記は、協会および理事会の会議の議事録を保管する；協会の封印および協会に属する全ての記録、文書および他の書類の管理人となる。
27. 理事会の会計は、全てのレシートおよび支出の明瞭・正確な会計が管理されていることを確実にすることに責任を持ち、協会の名前で発行される小切手の署名者の1人となるものとする。会計は、年次総会で会計報告を準備し提供する。
28. 理事会が納得する何らかの理由での、いずれかの役員の不在または不能の場合、理事会は、そのような人物の全部または何らかの権限を、他の人(達)に委任することができる。
29. 全ての小切手は、年次総会で指定された3人の理事会役員の中の2人により署名されるものとする。通常、会長、会計、および、もう1人の他の理事会役員が署名者として務める。

第6部 - 借金

30. 協会は、借金する権力は持たない。

第7部 - 規約

31. 会則および規約は、協会の特別決議による以外は、変更または追加されないものとする。特別決議とは、そのような決議が特別決議として提案される意図が記述された通知が正当

になされた総会で、投票権のある会員により可決された決議を意味する。通知は、そのような会議の30日以上前に全ての会員に書面で出されなければならない。

32. 承認を得る限り、要求に応じ、会員は協会法会則もしくは規約の複写を1部所持することができる。

2013年度9月20日改定予定